

# みんなで守ろう

# 校外生活のきまり

## 令和3年度 夏季児童生徒校外生活のきまり

町内の小学校・中学校の児童・生徒のみなさんが「児童・生徒らしい生活をおくるために」「けがをする友達を出さないために」「住みよい町にするために」町内における校外生活のきまりが決められています。

気がゆるんできまりを破る友達がいたら、みんなで注意し合つてきまりを守るようにしましょう。

### 一、外出について

1	いえのひとに行き先や帰る時刻、一緒に友達の名前などを知らせる。なお、帰宅時刻は次のように決まっています。
4月	午後6時まで
5月	午後7時まで
6月	午後6時まで
7月	午後7時まで

### 二、遊び等について

- 1 公共の場ではゴミ、用具の整理をする。小学生は子どもだけ公共交通機関を使って町外へは行かない。
- 2 ゲームセンターやボウリング場・温泉や入浴・宿泊施設で他人の迷惑にならないようにする。
- 3 公共施設(町民体育館・文化センター等)は、マナーを守つて使用する。
- 4 小学生同士は禁止とするが、保護者同伴または責任のもてる大人と一緒にであれば行つてもよい。中学生は、保護者の許可を得て、友達同士で行つてもよい。
- 5 友達同士でお金の貸し借りややりとりは絶対にしない。
- 6 はなみごとは絶対にしない。花火をする時は、次のことを守りましょう。

### 三、学習について

- 1 ①一人乗り、無灯火、手放しや傘をさすなど、危険な乗り方をせず、歩道は、歩行者優先です。
- 2 ②横断歩道の横断は自転車から降りて渡る。
- 3 ③道路の左側を走り、逆走しないようにする。
- 4 ④横断歩道は、横断歩道は自転車は軽車両、横断歩道は自転車専用のため
- 5 ⑤とめるときは鍵をかけ、自転車を整理整頓する。
- 6 スマートフォンなどを操作しながら自転車の運転はしない。
- 7 小学生はヘルメットを着用しよう。(努力義務)

### 水辺の遊びについて

#### きまり

- ※岩内町には認可されている海水浴場はありません。
- 1 海や川に釣りに行くときは、魚介類をとることは、处罚の対象となります。
  - 2 漁船・漁具類には絶対にさわらないことがあります。
  - 3 年生以上は保護者の許可を得て3人以上でいい。
  - 4 年生以上は保護者の許可を得ない。
  - 5 子ども同士のたき火はしない。
  - 6 近隣の海水浴場は、必ず保護者と行き、安全に気をつけ

### 次の事項には特に注意!

### 五、危険防止について

- 1 責任のもてる大人やお金で遊ぶ。(風の強い日は花火をしない)周りに迷惑をかけないように気を付けて遊ぶ。
- 2 バケツ等に水を用意し、後始末をきちんとする。

- 3 いたずらや他人の迷惑になることはしない。
- 4 工アガソ(ビービー弾)など人や動物・車・家に向けない。落書きはしない。
- 5 小さな子ども安心して遊び場公園を大切にすること。
- 6 公園内では自転車で遊ばない。自転車の安全運転に心がけない。
- 7 交通規則をしっかりと守る。
- 8 プールのきまりや監視員の指示に従う。

### 六、携帯電話やスマートフォンの使い方

- 1 携帯電話、携帯ゲーミング機、パソコン、タブレット等を使う場合は、必ずルールを守つて使う。
- 2 不審な電話があつても相手にせず、電話があつたことをおうちの人には知らせる。
- 3 ひとり歩きは極力しないよう、「いか」「お」「す」「し」をしつかりと守る。
- 4 ひとり歩きは極力しないよう、「いか」「お」「す」「し」をしつかりと守る。
- 5 ひとり歩きは極力しないよう、「いか」「お」「す」「し」をしつかりと守る。
- 6 マスクをしているときは、水分補給も心がけましょう。
- 7 マスクをしているときは、水分補給も心がけましょう。
- 8 マスクを入れるビニール袋などを持ち歩くようにしましょう。

### 新型コロナウイルス感染予防のために

#### 岩内町少年補導センター

岩内町PTA補導専門委員会  
岩内町少年補導センター